

「注意喚起情報」の項目

以下、重要な事項のうち特に注意いただきたい情報を記載しています。

重 要 事 項 説 明 書

□ 1 告知（通知）義務等の内容

麦共済加入申込書兼変更届出書に記載した内容に誤りがあるとき、変更が生じたときは遅滞なく組合までご通知ください。通知を怠った場合は、共済金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

事故発生通知 加入者は共済事故による損害が発生した場合には、遅滞なく組合に通知をしてください。（発芽不能又は移植不能耕地については、鋤き込みをする前に必ずご通知ください）

損害通知 加入者は共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、発生後すみやかに組合の指定する期日までに次の事項を損害通知書に記入し組合に提出してください。

ア 災害の種類

イ 災害の発生年月日

ウ 災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況

エ その他災害の状況が明らかとなる事項

なお、収穫前に損害通知書が組合に提出されていない場合は、共済事故の発生及びそれに伴う減収量の確認が困難なことから共済金の支払対象となりませんのでご注意ください。

□ 2 共済責任期間開始期

共済責任期間の始期は、発芽期です。

加入申込期限は次のとおりです。
・10月1日から11月10日までに
播種の場合は「10月1日」
・10月11日から11月10日までに
播種の場合は「10月10日」
・10月21日から11月10日までに
播種の場合は「10月20日」

□ 3 損害防止の義務及び分割評価

通常すべき肥培管理、病害虫防除などの損害防止を行なうことは加入者等の義務となっています。

損害防止の義務を怠った場合や共済事故以外の原因によると認められる減収量（以下「分割減収量」という。）がある場合には、分割減収量と共済事故による減収量との分割を行い、分割減収量は共済金の支払対象外となりますのでご注意ください。

□ 4 組合員負担共済掛金等の督促

組合員負担共済掛金等は、組合が定めた払込期限までに納入をお願いします。払込期限まで納入が確認できない場合は、共済関係は解除されます。

□ 5 組合員負担共済掛金等の返還の有無及び関する事項

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

□ 6 経営所得安定対策等に関する麦の引受・共済金支払の留意事項

引受の留意事項

直接支払交付金を加味した引受を行った場合、交付金の交付の有無を確認し、最終的に交付金が交付されなかったときは、その理由が、共済事故によって生じた損害その他の加入者の責めに帰することができない事由である場合を除いて、引受内容を変更し掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部を返還していただくことになります。

また、直接支払交付金（数量払）を受けた方のうち、面積払（営農継続支払）（以下「面積払」という。）の交付を受けた方については、数量払が面積払の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定しますので御了承ください。

支払の留意事項

面積払交付金を申請しないと申告し、交付金を受領したことが判明した場合で、共済金が過大に支払われたときは、その返還をしていただくこととなります。

□ 7 収入保険制度に関する麦の引受の留意事項

引受の留意事項

麦共済に加入後、収入保険制度に加入した場合は、共済掛金は全額返還いたします。ただし、事務費賦課額は未経過月分を返還します。

損害評価の留意事項

麦共済に加入後、収入保険制度に移行する場合は、発芽期から移行の前日までの間に共済事故が発生した際に、組合に事故発生通知を届けることにより収入保険制度に移管されます。

平素は、N O S A I をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1 「金融サービスの提供に関する法律」に基づく説明

農業共済制度は、農家と国が「掛金」を出しあって共同準備財産を造成しておき、事故や災害にあったときに損害の補償をするための「共済金」を支払うという、相互扶助を基本として農業保険法で裏付けられている唯一の制度です。行政庁の指導・監督のもと、組合・国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っております。

しかしながら、大災害が発生し、長野県農業共済組合の各事業の積立金の状況によっては万が一、お支払いする共済金が削減されることがあります。

2 「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・共済掛金徴収及び共済金支払に係る口座振替のための金融機関への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

この説明書で分かりにくい点、また、詳細については、N O S A I 長野にお問い合わせ願います。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。



農作物共済（麦）重要事項説明書

この説明書は、農作物共済(麦)の加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項(契約概要、注意喚起情報)をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」の項目

以下、重要な事項のうち農作物共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

□ 1 共済の仕組み（農作物共済の仕組み）

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

当組合では、農作物共済の共済目的を、水稻及び麦と定めています。

(1) 共済関係の成立

農作物共済の共済関係は、水稻及び麦の耕作面積の合計が10アール以上ある方、または農作物共済以外の共済事業で共済関係のある方で、かつ、組合の区域内に住所を有する方が、申し込みによって成立することができます。

(2) 共済関係が成立しない場合

共済関係が成立することとなる水稻又は麦が、その成立の際、現に共済責任期間の始期を過ぎているものであるときは、その期間に係る水稻又は麦については、共済関係は成立しません。

組合が以下の共済関係除外事由に該当すると認めた耕地については、加入が成立しません。

(共済関係除外事由)

(ア) 共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること

(イ) 基準収穫量の適正な決定が困難であること

(ウ) 穀実の収穫を目的としないこと

(エ) 通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること

□ 2 補償の内容（麦）

(1) 「麦」は播種時期等によって、類の区分と加入方式を次のように設定しています。

類区分		選択できる加入方式
1 類	秋期に播種する小麦	全相殺、半相殺、災害収入共済
3 類	田で耕作する小麦(秋播き)	地域インデックス
4 類	畑で耕作する小麦(秋播き)	

類区分		選択できる加入方式
9 類	秋期に播種する六条大麦	全相殺、半相殺、災害収入共済
10 類	田で耕作する六条大麦(秋播き)	地域インデックス
11 類	畑で耕作する六条大麦(秋播き)	

加入者は、加入方式と補償割合(付保割合)及びキログラム当たり共済金額等を選択し、基準収穫量又は生産金額から算定された金額が補償されます。

注 1) 補償割合(付保割合)は、麦共済細目書異動申告票の提出期日までに、引受方式単位ごとの割合を選択することができます。

注 2) キログラム当たり共済金額(全相殺・半相殺・地域インデックス方式共通)は、過去の一定年間における平均価格をもとに、国から告示されます。類区分ごとに国が定めた金額のうちから選択してください。

注 3) 基準収穫量は、いわゆる平年収量のことで、その年の天候や肥培管理等が平年並みだった場合に見込まれる収量です。

(2) 支払いの対象となる災害(共済事故)は、風水害、土壌湿潤害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害等による減収です。

災害収入共済方式の場合は、前記災害による減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少です。

(3) 共済金は、その年の収穫量が選択補償割合以下の収量となった場合に共済金が支払われます。共済金の額は次により算定される金額です。
(全相殺及び半相殺方式)

共済金 = 共済減収量 × キログラム当共済金額
(災害収入共済方式)

共済金 = 共済金額 - (販売収入 + 交付金(数量払及び面積払(営農継続支払)))

(地域インデックス方式)

共済金 = 共済減収量(統計データによる減収量が支払開始損害割合を超えた割合の量) × キログラム当共済金額

(4) 下記等の場合は、共済金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。

共済責任期間外の災害

通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害

共済事故の発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき

悪意もしくは重大な過失によって共済細目書に不実

の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき

共済掛金の振込みを遅滞したとき

植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害

通常の栽培方法以外に変更した結果生じた損害

□ 3 選択できる方式及びその概要

加入方式と選択補償割合(選択付保割合)	
加入方式	内 容
半相殺方式 (補償割合) (8割、7割、 6割補償)	加入者ごとの減収量(その加入者の被害耕地の基準収穫量から被害耕地の収穫量を差し引いた数量)が、その加入者の基準収穫量の2割、3割、4割を超えるときに共済金を支払う方式。(一筆半損特約選択可)
全相殺方式 (補償割合) (9割、8割、 7割補償)	加入者ごとの減収量(その加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量)が、その加入者の基準収穫量の1割、2割、3割を超えるときに共済金を支払う方式です。生産量の概ね全量をJA等に出荷しており、その出荷資料又は青色・白色申告記載内容により収穫量を適正に確認できることが条件です。(一筆半損特約選択可)
災害収入共済方式 (補償割合) (9割、8割、 7割補償) 又、付保割合 40%～90%の 範囲内で選 択	加入者ごとその年の実収穫量に品質指数を乗じる方法により算定した収穫量が基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が補償額(基準生産金額の9割、8割、7割)に達しないときに共済金を支払う方式。生産量の全量をJA等に出荷しており、かつ今後も概ね全量をJA等に出荷することが条件です。付保割合の選択により、補償額の選択ができます。(一筆半損特約選択可)
地域インデックス方式 (補償割合) (9割、8割、 7割補償)	加入者ごとその年の統計データの収穫量が、その地域の平均単収の1割、2割、3割を超える減収であったときに共済金を支払う方式。個人ごとの減収量では評価しません。(一筆半損特約選択可)

一筆半損特約

農業者の選択により、目視で5割以上の収穫量の減少が見込まれる圃場について、坪刈り等を行わずに「5割

減収」と評価して共済金を支払う仕組み。

全相殺方式・災害収入共済方式は、加入申込書に加えて出荷量のJA等からの提供に係る承諾書の提出及び加入申込書に出荷数量を農業共済組合へ提示することの同意を得ている確約表記がそれぞれ必要となります。

□ 4 共済責任期間

事故が発生したときの補償期間(以下「共済責任期間」といいます。)は、次のとおりです。

(1) 共済責任期間の始期

麦の通常播種された時の発芽期からです。

(2) 共済責任期間の終期

麦の収穫をする時までです。この場合の収穫とは、収穫を適期に刈り取り、ほ場より搬出することです。

□ 5 共済金額（補償金額）

共済事故により被害が生じた場合に、組合が農家に支払う共済金の最高責任限度額です。また、共済掛金の算定基準になります。

全相殺方式 選択キログラム当共済金額 × 加入者の基準収穫量 × 選択補償割合

半相殺方式 選択キログラム当共済金額 × 加入者の基準収穫量 × 選択補償割合

災害収入共済方式 基準生産金額 × 選択付保割合
地域インデックス方式 選択キログラム当共済金額 × 加入者の基準収穫量 × 選択補償割合

□ 6 共済掛金等に関する事項

共済掛金の額 = 共済金額 × 共済掛金率

注1) 共済掛金率は、加入方式及び過去の被害状況により危険段階別共済掛金率が設定され加入者ごとに異なります。

注2) 共済掛金のうち、掛金率に応じ最高55%まで国が負担します。

なお、加入者には組合員負担共済掛金に加え、事務費賦課金もご負担いただきます(以下「組合員負担共済掛金等」という。)。

□ 7 組合員負担共済掛金等の払込及び払込期日

組合員負担共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。

なお、払込期日は に規定する払込期日より、早まる場合があります。

払込期日 1月31日

組合では組合員負担共済掛金等は口座振替、現金(金融機関窓口支払、現金集金)で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いします。